

【その他の事業】

- 1 横浜市障害者・高齢者住環境整備事業
公益事業4「企画開発研究事業」の項に記載しています。
- 2 横浜市介護実習・普及センター運営事業

(1) 運営方針

高齢者、障害者等何らかの介護を必要とする方々への支援や理解の促進、福祉機器の普及等を目的に、専門的知識や技術を活かした事業を行います。また、介護保険等要援護高齢者にかかる各種施策やサービス提供での下支えとして、支援関係機関やサービス提供事業者へのリハ技術や知識の供与を自主研修として事業化します。

あわせて、神奈川県や横浜市が実施する介護支援専門員や障害者ケアマネジメント従事者などの人材育成研修についても支援、協力します。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

介護保険サービス事業者、地域包括支援センター等に対する職員研修や技術支援を拡充するために、地域・在宅巡回事業や研修事業など関連する各事業の連携を強化します。

(3) 事業内容

ア 介護実習・普及事業

(7) 市民及び介護支援専門員等への介護知識・技術の提供

地域の高齢者支援施設・地域包括支援センター等へ理学療法士・作業療法士等を講師として派遣し、市民及び介護支援専門員等へ高齢者介護についての関連知識・技術を提供します。

(4) 家族介護者に対する介護知識・技術の習得

在宅リハビリテーション事業や障害者・高齢者住環境整備事業をとおして、個別で具体的な支援を実施します。また、区福祉保健センターでの機能訓練教室、家族介護者教室や各地域ケア施設での同様なプログラムに対して、専門職を講師として派遣します。

(7) 介護支援関係従事者、介護保険サービス事業者を対象とした研修事業の実施

ホームヘルパー・訪問看護師・保健師等の介護に関わる専門職の教育・研修会への講師派遣や研修企画等の支援を継続的に行います。

(エ) 介護を中心とした高齢者のニーズにかかる情報提供

高齢障害者等についての個別援助による情報を、担当者による支援会議や情報交換の場において提供します。

イ 介護機器普及事業

介護機器・住宅改修等に関する相談・情報提供については、在宅リハビリテーション事業、障害者・高齢者住環境整備事業及び「福祉用具・住環境専門相談」等を展開しながら実施します。また、機器展示については、必要に応じて試用・評価用と

して活用します。

(4) 委員会等の運営

ア 介護実習・普及センター運営委員会の運営

介護実習・普及センターの適切な運営を図ることを目的とした委員会を、学識経験者・医療・福祉・行政機関関係者等で構成し運営します。

イ 介護機器普及事業運営協議会の運営

介護機器普及事業の円滑な実施を図ることを目的とした運営協議会を、介護機器・介護用品の利用に関する知識経験を有する者、福祉用具供給事業者等の参加を得て運営します。

また、横浜市福祉用具協会を軸として、市内の福祉用具供給事業者との連携を図ります。

3 横浜市福祉機器支援センター運営事業

(1) 運営方針

福祉機器や住宅改造及び介護等に関する相談・情報提供、在宅リハビリテーション等を、身近な地域で実施することにより、障害者・高齢者に対する支援体制の拡充を図るとともに、地域リハビリテーション拠点としての機能を強化し、担当する行政区や介護保険事業者を中心に、地域との密着性を高めます。

(2) 設置施設

横浜市中山福祉機器支援センター（緑区）
横浜市反町福祉機器支援センター（神奈川区）
横浜市泥亀福祉機器支援センター（金沢区）

(3) 平成 23 年度における重点的な取り組み

- ア 福祉機器支援センター機能の見直しを行い、地域関係機関やリハセンター本体との連携を強化して、地域の幅広いリハビリテーションニーズに応えます。
- イ 福祉機器の展示品の整備を進め、在宅リハビリテーションに役立つ機器の新規購入や貸出品の受け入れを一括して管理します。
- ウ 相談窓口体制の見直しと相談員の研修を行い、相談対応能力の向上を図ります。

(4) 事業内容

ア 在宅リハビリテーション

リハセンターと連携し、在宅生活を送る障害者・高齢者に対し、適切なリハビリテーションサービスを提供するため、福祉機器支援センター設置区及びその周辺区に専門専職を派遣します。区福祉保健センター、介護保険事業者、訪問看護ステーション、関係医療機関等と密接に協力して、訪問サービスを進めます。必要に応じてリハセンターの高次脳機能障害者支援事業や生活・職業訓練などの専門機能も活用します。

イ 福祉機器・住宅改造・介護等に関する相談・情報提供

福祉機器の選定や利用、住宅改造、介護や介助方法等に関する相談・助言・情報提供を行います。

地域の介護保険関連事業者の連絡会への参加などを積極的に行い、事業の周知を図るとともに、リハビリテーションに関する専門技術の提供などをおして、介護保険関連事業者への支援と協力体制を強化します。

ウ 福祉機器の展示・試用評価

福祉機器の利用や住環境の整備にあたって、各種福祉機器や障害者・高齢者・家族介護者が使いやすい浴室・トイレ等を展示し、実際に試用しながら適切な相談・助言を行います。また、最新の機器が試用できるように、展示品の整備を進めます。

エ 補装具クリニック

リハセンターで実施している補装具クリニックのうち、車いすや一部装具の交付・修理について、各福祉機器支援センター周辺区在住の方に対して実施します。

4 横浜市高次脳機能障害支援センター運営事業

(1) 運営方針

高次脳機能障害外来を中心に診断・評価を行い、高次脳機能障害の方たちが安心して地域生活を送ることがきるまでの一貫した支援に取り組みます。また、地域生活を支える関係機関への技術援助や家族支援、高次脳機能障害への理解を深めるための市民啓発や広報活動等を推進し、横浜市内の高次脳機能障害者支援の中核施設としての役割を果たします。

(2) 平成 23 年度における重点的な取り組み

- ア 地域における高次脳機能障害者のニーズに応じ、リハセンターのチームとして柔軟な支援を行います。特に、高次脳機能障害外来の効果的な活用を図ります。
- イ 高次脳機能障害を主たるニーズとする外来相談業務体制について再整備を図ります。
- ウ 関係機関へのアウトリーチ機能をさらに拡充し、中途障害者地域活動センターを軸とした関係機関との連携モデルを検討します。
- エ 医療機関や支援機関にとって利用しやすい高次脳機能障害支援センターを目指し、利用ルートの拡充を図ります。

(3) 事業内容

ア 相談支援

当事者、家族、関係機関からの高次脳機能障害にかかわる様々な相談に対応し、障害の診断・評価から地域生活に至るまでの支援をマネジメントします。

イ 支援プログラム

リハセンター各部門と連携して高次脳機能障害の支援プログラムに取り組みます。また、高次脳機能障害の代償手段として考える生活補助用具の開発や生活環境の評価等の課題についても取り組んでいきます。

ウ 地域支援

(ア) 関係機関支援

実際の生活場面や活動場面で生じる様々なニーズに対して専門職を派遣し、具体的な対応を検討することから関係機関を支援します。また、地域の関係機関や施設で行っている高次脳機能障害に関する研修、事例検討会等に、リハセンターから専門職を派遣します。

(イ) 支援システムの構築

高次脳機能障害を多く受け入れている中途障害者地域活動センターを中心に、区福祉保健センター、医療機関等と連携した横浜市における高次脳機能障害支援システムの構築を図ります。

エ 家族支援

ラポールと連携し、家族会を含めたピアサポート体制を整えます。そのために、高次脳機能障害を抱える家族間の理解を深めるための家族セミナー等を企画します。

オ 市民啓発

(ア) 広報活動

高次脳機能障害への理解を深めるためのリーフレット等を作成し、医療機関、行政機関、中途障害者地域活動センター等の地域の支援機関、相談支援を担う事業所等に配付して、広く周知を図ります。

(イ) 研修会

市民・関係機関向けの研修会を企画します。また、関係機関が主催する研修会にも講師派遣を行い、高次脳機能障害への理解を深めます。

カ 情報の収集

関係団体等から発信される情報の収集のみならず、様々な連絡会議等へも積極的に参加し、最新の情報収集に努め、高次脳機能障害支援に役立てます。特に、神奈川県内の取り組みについては情報交換を行い、連携を図ります。

第2 横浜市地域療育センター運営事業

地域における療育の中核機関として、各担当エリアの児童に対して専門的療育を行うとともに、幼稚園・保育所をはじめとする関係機関への技術支援を行います。

今年度は、第2期指定管理期間（5年間）の中間年度にあたり、事業団小児部門で統一して実施している満足度調査の結果を踏まえ、あらためて利用児や保護者、関係機関の多様なニーズに的確に対応することを念頭に置きながら、事業を進めます。

また、平成22年度に北部地域療育センターにおいてスタートした児童デイサービス事業について、今年度は新たに戸塚地域療育センター、西部地域療育センターにおいて、それぞれ東戸塚、鶴ヶ峰に事業所を開き、同事業を開始します。

1 横浜市戸塚地域療育センター運営事業

1-1 横浜市戸塚地域療育センター肢体不自由児通園施設

(1) 運営方針

主に戸塚・栄・泉区の就学前の運動発達に遅れがみられる児童・肢体不自由児を対象に、治療・訓練・集団活動を統合した療育を実施します。

原則として、親子通園の形態とし、保護者が療育場面に参加し、療育の基本的な考え方、療育の技術及び児童の特徴を学ぶための支援を行います。4～5歳児は単独通園や親子分離の形態も取り入れて、家庭や就学後等における療育効果が発揮されるよう支援を行います。

また、保護者教室や家族参観等により保護者支援を行うとともに、地域の幼稚園・保育所に通いながら通園を利用する並行通園児に対しては、関係する園と連携を図りながら支援を行います。

なお、今年度は5クラス設定する予定です。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 児童のライフステージを見据えた総合的な療育サービスを展開するために、療育プログラムのさらなる充実を図ります。また、児童と保護者が、安全で安心して通園できる療育環境の整備などをおして、利用者満足度の向上を図ります。

イ 保護者支援については、安定した家庭生活が送れるよう、保護者面談や家庭訪問等をおして、より具体的な支援を行います。

ウ 増加している要医療重症児に対して、主治医のいる医療機関や地域資源と連携し、必要なスタッフ、設備の整備に努力しながら、保護者が安心でき、安定した療育環境を目指すとともに、療育プログラムの充実を図ります。

(3) 定員 40人

(4) 通園設定日数 212日

(5) 事業内容

ア 集団療育・個別療育

運動能力の向上、感覚・認知能力の向上、コミュニケーション能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、親子遊び、感覚遊び、音楽リズム、教材指導、製作活動等個々の児童の発達状況に合わせた集団及び個別でのプログラムを行います。

イ 生活支援

食事、排泄、着替え等日常生活能力の向上や健康の増進を図るための支援を、家庭との連携により実施します。摂食機能に障害のある児童については、食事の場面等において必要な訓練等を行います。

ウ 治療・機能訓練

運動機能の向上及び二次障害の防止のため、発達段階に応じた個別評価・機能訓練を実施します。また、プール利用等の遊びを取り入れた療育を実施します。

エ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、個別面談、保護者教室、家族参観等を通じて家庭生活と療育に一貫性をもたせ、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

オ 行事

誕生会、園外プログラム、おたのしみ会等の定例的な行事のほか、近隣施設と合同で実施する秋まつりなど季節感のある行事を実施します。

カ 近隣保育園との交流

利用者のサービス向上や関係機関とのネットワークの強化を目的として、近隣保育園との交流を検討します。

1-2 横浜市戸塚地域療育センター知的障害児通園施設

(1) 運営方針

主に戸塚・栄・泉区の就学前の知的障害児等を対象に、集団及び個別での療育を実施します。

原則として、親子通園の形態とし、保護者が療育場面に参加し、療育の基本的な考え方、療育の技術及び児童の特徴を学ぶための支援を行います。4～5歳児は単独通園や親子分離の形態も取り入れて、家庭や就学後等における療育効果が発揮されるよう支援を行います。

また、保護者教室や家族参観等により保護者支援を行うとともに、地域の幼稚園・保育所に通いながら通園を利用する並行通園児に対しては、関係する園と連携を図りながら支援を行います。なお、今年度は12クラス設定する予定です。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 児童のライフステージを見据えた総合的な療育サービスを展開するために、療育プログラムのさらなる充実を図ります。また、児童と保護者が、安全で安心して通園できる療育環境の整備などを通して、利用者満足度の向上を図ります。

イ 保護者支援については、安定した家庭生活が送れるために、保護者面談や家庭訪問等を通して、より具体的な支援を行います。また、参加ニーズが高い父親教室については実施回数を増やします。

(3) 定員 50人

(4) 通園設定日数 212日

(5) 事業内容

ア 集団療育・個別療育

コミュニケーション能力の向上、感覚・認知能力の向上、運動能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、親子遊び、ルール遊び、運動遊び、音楽リズム、プール遊び、教材指導、製作活動等集団の相互作用を活かしたプログラム及び個々の児童の発達状況に合わせた個別プログラムを行います。

イ 生活支援

食事、排泄、着替え等日常生活能力の向上や健康の増進、地域社会での適応能力の向上を図るための支援を、家庭との連携により行います。

ウ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、個別面談、保護者教室、家族参観等を通じて家庭生活と療育に一貫性をもたせ、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

エ 行事

誕生会、園外プログラム、おたのしみ会等の定例的な行事のほか、近隣施設と合同で実施する秋まつり等季節感のある行事を実施します。

1-3 横浜市戸塚地域療育センター診療所

(1) 運営方針

主に戸塚・栄・泉区の障害のある児童またはその疑いのある児童を対象に、医学的な診断・評価・各種検査・機能訓練を行うとともに、当センターの各部門が必要とする医療に関する専門機能を提供し、必要に応じ地域の医療機関との連携を図ります。また、学齢障害児に対する相談、専門医療、生活支援等に関するシステム整備を継続します。

(2) 平成 23 年度における重点的な取組み

- ア 利用希望児の急激な増加に対して、適切な初診枠を設定するとともに、再診枠を含めた診察枠の柔軟な運用を図ります。
- イ 初診後、次のサービスを待っている保護者支援の一環である療育講座の充実を図るとともに、多様化する保護者のニーズに応えられるよう、個別訓練と保護者教室を組み合わせた保護者支援プログラムの実施等サービスのバリエーションを拡大します。

(3) 事業内容

ア 診療（診療科目）

・精神科 ・小児科 ・リハビリテーション科 ・耳鼻咽喉科

イ 各種クリニック

利用児に対して補装具を提供するため、ブレースクリニック及びシーティングクリニックを開設し、処方等を行います。また、リハセンターの協力を得て、整形外科的検診を実施します。

摂食機能に障害のある児童の支援については、医師、看護師、理学療法士、栄養士等関係職種が連携して摂食クリニックを開設し、摂食・嚥下機能、食器操作等の評価を行い、訓練支援を実施します。

ウ 医学的検査

医師の処方に基づいて、脳波検査、脳波聴力検査を中心とした臨床検査を行います。

エ 機能訓練

理学療法、作業療法、言語療法、聴能訓練、心理指導を各専門職員により実施します。

オ 外来集団療育

小集団の形態で、早期療育に導入する際に必要な児童の評価と保護者への支援を行います。また、グループ卒園児へのフォローに力を入れます。

カ 保護者教室

保護者支援の一環として医師その他専門職員による保護者教室を実施します。今年度も、初診後間もない保護者、外来グループの利用を待つ保護者への講座等を継続します。また、学齢障害児支援事業の一環としての学齢保護者教室も充実させます。今年度は、より多くの保護者が参加できるよう、周知方法を工夫するとともに、センター全体で保護者教室のさらなる体系化を図ります。

1-4 横浜市戸塚地域療育センター障害児地域巡回事業

(1) 運営方針

区福祉保健センター、児童相談所、リハセンター等との連携を図りつつ、戸塚・栄・泉区内における地域療育システムづくりを推進するため、関係機関・施設等が必要とする専門サービスを提供します。

幼稚園・保育所訪問や療育セミナーの開催をとおして、関係機関への支援を行い、障害児の地域生活を支援する連携システムの強化を図るとともに、小学校における発達障害児等への対応を支援するための学校支援事業については、教育委員会等関係機関と連携をしながら、その機能のさらなる充実を図ります。また、担当区の関係機関が実施する障害児支援に関する事業への協力を行います。

(2) 平成 23 年度における重点的な取組み

ア センターの初診を待っている保護者への支援の一環として、保護者教室を試行するとともに、集団活動と個別面談を組み合わせたプログラムも試行します。

イ 地域ケアプラザ等が実施する障害児の余暇支援事業等への協力などを通して、これまでセンターが培ってきた発達障害児に対するノウハウを地域に提供できる体制を整備します。

(3) 事業内容

ア 療育相談

戸塚・栄・泉区の福祉保健センターに医師等専門職員を派遣し、4 か月及び1 歳 6 か月乳幼児健診と連携した障害の早期発見のための療育相談を、区福祉保健センターのスタッフと合同で、原則として各区月 1 回（半日）実施します。

イ 幼稚園・保育所、地域訓練会への技術協力

障害児が在籍している幼稚園・保育所、地域訓練会に専門職員を派遣して、相談に応じるとともに、療育上の技術協力を行います。関係機関との連携を深めることにより、センター利用児のスムーズな地域への移行や障害児の地域での対応が期待できることから、技術協力の充実を図ります。

今年度も、訪問時期や回数など、園からのニーズに応えられるよう業務を調整して対応します。

ウ 区福祉保健センター、児童相談所等との連携強化

障害児の地域での生活を支援するため、区福祉保健センター、児童相談所、特別支援教育総合センター等との連携を強化するとともに、これら関係機関相互の情報交換、連絡調整の場として、連絡調整会議を定期的を開催します。

また、よりきめ細かな援助が必要な家族のために、それぞれの管轄の児童相談所との検討会等を開催します。

エ センター利用児等への支援

センター各部門と協力して、家庭やセンター利用児等が通う幼稚園・保育所及び学校等を訪問し、必要な支援を行います。

オ 療育セミナー

戸塚・栄・泉区における幼稚園・保育所等の関係機関・施設スタッフ等に対して、障害児に対する理解を深め、センターの円滑な利用を図り、障害児に関する医学・療育知識等を研修する機会の提供を目的として開催します。

カ 学校支援事業

小学校の教職員を対象に、発達障害児等への対応について、療育センターの有する専門性を発揮し、学校訪問によるコンサルテーションや研修を実施します。

具体的には、教職員に対して教室等の環境設定に関することや児童とのコミュニケーションに関する助言及び特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修等について、教育委員会等関係機関と連携をしながら行います。

キ 担当区関係機関が実施する事業への協力

担当区の地域ケアプラザ等が実施する学齢障害児余暇・放課後支援事業、区福祉保健センターが実施するペアレントサポート等、障害児支援に関する事業に協力します。

ク 地域ニーズ対応事業

担当エリアにおける地域特有のニーズに対応するため、並行通園している園への担任や担当者による訪問、乳児期の肢体不自由児の保護者に対する育児支援等を実施します。

1-5 横浜市戸塚地域療育センター分室（うみ）

(1) 運営方針

分室（うみ）は、通園施設における集団療育の利用希望者の急増に対応するための施設として整備され、主に戸塚・栄・泉区の障害のある児童を対象に、週1～2回程度の集団療育を実施します。

原則として親子通園の形態により、個々の障害特性及び療育ニーズに応じた専門的な療育プログラムを提供します。

施設の運営については、戸塚センター本体と一体的に行い、職員の療育技術の向上と、関係する他部署の職員との連携の充実に努めます。

なお、今年度は7クラス実施します。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 児童のライフステージを見据えた総合的な療育サービスを展開するために、療育プログラムのさらなる充実を図ります。また、児童と保護者が、安全で安心して通園できる体制の強化などを通して、利用者満足度の向上を図ります。

イ 地域の幼稚園・保育所に通いながら分室を利用する並行利用児が多いことから、園支援について、保護者や園のニーズに的確に応えられるよう積極的に園訪問を行うなど連携をさらに強化し、利用者満足度を向上させます。

(3) 定員（日々）12人（利用実人数30人）

(4) 事業内容

ア 集団活動・個別活動

感覚・認知能力の向上、運動能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、親子遊び、ルール遊び、運動遊び、音楽リズム、教材指導、製作活動等集団の相互作用を活かした活動及び個々の児童の発達状況に合わせた個別活動を行います。

イ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加や個別面談・保護者教室等を通じて、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

ウ 幼稚園・保育所への連携・支援

地域の幼稚園・保育所に通いながら分室を利用する児童に対しては、在籍している園に専門職員を派遣して相談に応じるとともに、療育上の技術協力を行うなどの連携を図りながら、地域で安心して生活ができるよう支援を行います。

(1) 運営方針

主に戸塚・栄・泉区の就学前の高機能発達障害児に対して、一人ひとりが自信をもって、安心して生活ができるよう支援することを目指して、週1回の集団療育、保護者に対する支援及び利用児が並行利用する幼稚園・保育所への技術支援等を実施します。今年度は6クラス、利用実人数33人で開始しますが、年度途中からの利用開始についても検討・調整します。

施設の運営については、戸塚センター本体と一体的に行い、職員の療育技術の向上と、関係する他部署の職員との連携の充実に努めます。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア これまで当事業団や戸塚センターが構築してきた、高機能発達障害児に対するプログラムを充実・発展させます。

イ 児童のライフステージを見据えた総合的な療育サービスを展開するための療育プログラムを実施します。また、児童と保護者が、安全で安心して通うことができる体制を考慮し、利用者満足度の向上を図ります。

ウ 地域の幼稚園・保育所に通いながら利用する児童が多いことから、積極的に園訪問を行うなど、保護者や園のニーズに的確に応えられるよう連携を図ります。

(3) 定員（日々） 12人（利用実人数48人）

(4) 通園設定日数 158日

(5) 事業内容

周囲に理解されにくい障害特性、認知特徴を客観的に捉え、障害特性からくる生活しづらい側面を分析し、必要な配慮を積極的に行いながら、児童たちが「できた」、「もっとやりたい」と思えるような集団活動を展開します。

ア 集団活動・個別活動

コミュニケーション能力の向上、社会性の育成、情緒の発達、感覚・認知能力の向上等を目標に、ルール遊び、運動遊び、教材指導、製作活動等集団の相互作用を活かした活動及び個々の児童の発達状況に合わせた個別活動を行います。

イ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加や個別面談・保護者教室等を通じて、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

ウ 幼稚園・保育所への連携・支援

地域の幼稚園・保育所に通いながら児童デイサービスを利用する児童に対しては、在籍している園に専門職員を派遣して相談に応じるとともに、療育上の技術協力を行うなどの連携を図りながら、地域で安心して生活ができるよう支援を行います。

2 横浜市北部地域療育センター運営事業

2-1 横浜市北部地域療育センター肢体不自由児通園施設

(1) 運営方針

主に緑・都筑区の就学前の運動発達に遅れがみられる児童・肢体不自由児を対象に、集団および個別での療育を実施します。

原則として親子通園の形態をとり、保護者が療育場面に参加することで、療育の基本的考え方や技術、介助法や児童の特徴を学ぶための支援を行います。子どもの状態や年齢・療育経験によって、児童のみの単独通園や親子分離の形態も取り入れ、通園のみでなく家庭や地域生活で療育効果が発揮されるよう支援を行います。

また、保護者教室や家族教室等に加え、今年度より父親勉強会を開催し、より系統的に家族支援を行います。また、地域の幼稚園・保育所に通いながら通園を利用する並行通園児に対しては、関係する園と連携を図りながら地域支援を行います。

今年度は5クラス設定する予定です。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 新しい環境で不安が高い新1年生保護者を対象に、卒園児交流会を実施します。保護者同士の情報交換、通園在籍時の担任スタッフとの相談などにより、スムーズな学校への移行を支援します。

イ 家族への精神的なサポートを前提とし、必要時には関係機関と迅速な連携を行い個々の家族のニーズに合った支援を行います。また、親子通園時に兄弟児を預かる兄弟児保育を親の会と協同で実施し、家族支援の充実を図ります。

ウ 個別療育日を年3回設定し、集団活動では得にくい細かな個別の評価や支援の試行等を実施します。また、保護者には個別療育日に面談を行い、個別支援計画書の確認・振り返り、評価・支援方法の伝達を行います。

(3) 定員 40人

(4) 通園設定日数 212日

(5) 事業内容

ア 治療・機能訓練

運動機能の向上及び二次障害の防止のため、発達段階に応じた個別評価・機能訓練を実施します。また、プール利用等の遊びを取り入れた療育を実施します。

イ 集団活動・個別活動

運動能力の向上、感覚・認知能力の向上、コミュニケーション能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、親子遊び、感覚遊び、音楽リズム、教材指導、製作活動等個々の児童の発達状況にあわせた集団及び個別での活動を行います。

ウ 生活支援

食事、排泄、着替えなど日常生活動作の向上や健康の増進を図るための支援を、家

庭との連携により実施します。摂食機能に障害のある児童については、食事の場面等において必要な訓練等を行います。

エ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、個別面談、保護者教室、家族教室、父親勉強会等を通じて家庭生活と療育に一貫性をもたせ、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

また、保護者の精神保健に配慮して、個別の相談に応じます。

オ 行事

通園施設全体で行うレクリエーション大会やお楽しみ会、クラスごとに行う誕生会、園外プログラム等の定例的な行事や季節感のある行事を実施します。併せて、卒園児のフォローを目的とした卒園児交流会を実施します。

カ 交流保育

近隣の保育園と連携し、健常児との交流保育を定期的 to 実施します。

2-2 横浜市北部地域療育センター知的障害児通園施設

(1) 運営方針

主に緑・都筑区の就学前の知的障害や発達障害のある児童を対象に、集団及び個別での療育を実施します。

原則として親子通園の形態をとり、定期的に保護者が療育場面に参加をすることで、療育の基本的考え、療育の技術および児童の特徴を学ぶための支援を行います。通園のみでなく家庭や地域で児童が自信をもって行動できるよう、生活に即したプログラムを取り入れて、療育効果が発揮されるよう支援を行います。

また、保護者教室や家族教室に加え今年度より父親勉強会を開催し、より系統的な家族支援を行います。また、地域の幼稚園・保育所に通いながら通園を利用する並行通園児に対しては、関係する園と連携を図りながら地域支援を行います。

今年度は13クラス設定する予定です。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 新しい環境で不安が高い新1年生保護者を対象に、卒園児交流会を実施します。保護者同士の情報交換、通園在籍時の担任スタッフとの相談などにより、スムーズな学校への移行を支援します。

イ 家族への精神的なサポートを前提とし、必要時には関係機関と迅速な連携を行い個々の家族のニーズに合った支援を行います。また、親子通園時に兄弟児を預かる兄弟児保育を親の会と協同で実施し、家族支援の充実を図ります。

ウ 個別療育日を年3回設定し、集団活動では得にくい細かな個別の評価や支援の試行等を実施します。また、保護者には個別療育日に面談を行い、個別支援計画書の確認・振り返り、評価・支援方法の伝達を行います。

(3) 定員 50人

(4) 通園設定日数 212日

(5) 事業内容

ア 集団活動・個別活動

コミュニケーション能力の向上、感覚・認知能力の向上、運動能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、親子遊び、ルール遊び、運動遊び、音楽リズム、感覚遊び、教材指導、製作活動等集団の相互作用を活かした活動及び個々の児童の発達状況にあわせた個別活動を行います。

イ 生活支援

食事、排泄、着替えなど日常生活動作の向上や健康の増進、地域社会での適応能力の向上を図るための支援を、家庭との連携により行います。

ウ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、個別面談、保護者教室、家族教室、父親勉強会等を通

じて家庭生活と療育に一貫性をもたせ、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

エ 行事

クラス合同で行うレクリエーション大会やお楽しみ会、クラス毎に行う誕生会、園外プログラム等の定例的な行事や季節感のある行事を実施します。併せて、卒園児のフォローを目的とした卒園児交流会を実施します。

2-3 横浜市北部地域療育センター診療所

(1) 運営方針

主に緑・都筑区の障害のある児童またはその疑いのある児童を対象に、医学的な診断・評価・各種検査・機能訓練を行います。また、関係機関への技術支援においては、満足度調査による利用者ニーズを踏まえ、医療専門職の派遣について積極的に協力します。併せて、地域の医療機関との連携を図るとともに、学齢障害児に対する相談、専門医療、生活支援等に関するシステム整備を継続して行います。

(2) 平成 23 年度における重点的な取組み

ア 初診待機児を解消するために、診察枠の見直しを行います。

イ 利用者のサービス向上を目的として、初診待ちの利用児を対象とした面接相談の実施や親子で参加できる集団遊びの場「にこにこ広場」を設置します。

ウ 保護者支援の一つとして、療育講座を開催して障害に関する知識や支援方法を学ぶ機会を提供するとともに、併せて保護者の精神的サポートを行います。

(3) 事業内容

ア 診療（診療科目）

・精神科 ・神経科 ・小児科 ・リハビリテーション科 ・耳鼻咽喉科

イ 各種クリニック

利用児に対して補装具を提供するため、ブレースクリニック及びシーティングクリニックを開設し、処方等を行います。また、リハセンターの協力を得て、整形外科的検診を実施します。

摂食機能に障害のある児童の支援については、医師、看護師、理学療法士、栄養士等関係職種が連携して摂食クリニックを開設し、口腔機能、食器操作等の評価を行い、訓練支援を実施します。

ウ 医学的検査

医師の処方に基づいて、脳波検査、脳波聴力検査を中心とした臨床検査を行います。

エ 機能訓練

理学療法、作業療法、言語療法、聴能訓練、心理指導を各専門職員により実施します。

オ 外来グループ

早期療育の一環として、低年齢児あるいは障害の診断が確定しない児童に対する評価・治療や地域の幼稚園・保育所に並行して通っている児童に対する支援及びそれぞれの保護者に対する支援等を行います。

カ 保護者教室

外来利用児の保護者に対して、保護者支援の一環として医師その他専門職員による保護者教室を実施します。また、外来・通園等を問わず、センター利用児の保護者を対象としたて開催する療育講座について、引き続き基礎的な内容から応用にわたるテーマを設定し、実施回数及び内容の充実を図ります。

2-4 横浜市北部地域療育センター障害児地域巡回事業

(1) 運営方針

区福祉保健センター、児童相談所、リハセンター等との連携を図りつつ、緑・都筑区内における地域療育システムづくりを推進するため、関係機関・施設等が必要とする専門サービスを提供します。

また、関係機関への技術支援については、療育セミナーの開催や満足度調査による利用者ニーズを踏まえ、幼稚園・保育所への訪問を強化します。また、不適切な養育状態にある子どもに対する支援を強化するため、児童相談所との定期的な連絡会議を開催し、障害児の地域生活を支援する連携システムの強化を図ります。

さらに、小学校における発達障害児等への対応を支援するために、学校訪問によるコンサルテーションや教職員を対象とした研修会を開催する等の学校支援事業を引き続き行います。

(2) 平成 23 年度における重点的な取組み

ア 関係機関からのニーズに応えるため、他部門の職員の協力のもと、訪問事業を強化します。

イ 不適切な養育状態にある子供に対する支援を強化するため、児童相談所との定期的な連絡会を開催します。

ウ 地域で障害児を支える仕組みづくりのため、併設する葛が谷ケアプラザと連携して療育ボランティアの育成を行います。

(3) 事業内容

ア 療育相談

緑・都筑区の区福祉保健センターに医師等専門職員を派遣し、乳幼児健診と連携した障害の早期発見のための 4 か月児、1 歳 6 か月児療育相談を、区福祉保健センターのスタッフと合同で、原則として各区、各月 1 回（半日）実施します。

イ 幼稚園・保育所、地域訓練会への技術協力

障害児が在籍している幼稚園・保育所、地域訓練会に専門職員を派遣して相談に応じるとともに、療育上の技術協力を行います。また、必要に応じて、センターの利用につなげるなど、きめ細かい支援を行います。今年度は、他部門の職員の協力を得て訪問事業を強化します。

ウ 区福祉保健センター、児童相談所等との連携強化

障害児の地域での生活を支援するため、区福祉保健センター、児童相談所、特別支援教育総合センター等との連携体制を強化するとともに、利用者の処遇計画の立案・実施について必要な情報の交換や連絡調整機能を充実させます。

エ センター利用児等への支援

センター各部門と協力して、家庭やセンター利用児等が通う幼稚園・保育所及び学校等を訪問する等、必要な支援を行います。

オ 療育セミナー

地域の幼稚園・保育所に対して障害の正しい理解を深め、センターの円滑な利用を図り、障害児に関する医学・療育知識等を研修する機会の提供を目的として、療育（障害児保育）セミナーを引き続き実施します。

カ 学校支援事業

小学校の教職員を対象に、発達障害児等への対応について、療育センターの有する専門性を発揮し、学校訪問によるコンサルテーションや研修の実施を内容とする技術支援を行います。

具体的には、教室等の環境設定に関することや児童とのコミュニケーションに関する助言及び特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修等を行います。

キ 児童相談所との連絡会

虐待等の不適切な養育状態にある子どもに対する支援を強化するため、児童相談所との定期的な連絡会議を開催します。

2-5 横浜市北部地域療育センター児童デイサービス事業所（ぴーす中川）

(1) 運営方針

主に緑・都筑区の就学前の高機能発達障害児に対する週1回の集団療育、保護者に対する支援及び利用児が並行利用する幼稚園・保育所への技術支援等を実施します。

北部センター本体と一体的に運営を行うとともに、関係する他部署の職員との連携に努め、一人ひとりの子どもが地域の中で自信をもって、安心して生活できることを目指します。

(2) 平成23年度における重点的な取り組み

ア 高機能発達障害児に対する集団プログラムを整理し、さらに発展させます。

イ 幼稚園・保育所の併用児が多いことから、関係機関への訪問の充実を図ります。

(3) 定員（日々） 12人（利用実人数48人）

(4) 通園設定日数 158日

(5) 事業内容

周囲に理解されにくい障害特性、認知特徴を客観的に捉え、障害特徴からくる生活しづらい側面を分析し、必要な配慮を積極的に行いながら、子どもたちが「できた」「もっとやりたい」と思えるような集団活動を展開します。

ア 集団活動

感覚・認知能力の向上、運動能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、ルール遊び、運動遊び、音楽リズム、制作活動等集団の相互作用を活かした活動を行います。

イ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、保護者教室などをおし、子どもを理解し、積極的に子育てに向かえるよう支援を行います。

ウ 関係機関技術援助

利用児にとって地域の母集団である幼稚園・保育所等と積極的に連携をとりながら、技術援助、相談支援に取り組みます。

3 横浜市西部地域療育センター運営事業

3-1 横浜市西部地域療育センター肢体不自由児通園施設

(1) 運営方針

主に保土ヶ谷・旭・瀬谷区の就学前の運動発達に遅れがみられる児童・肢体不自由児を対象に、治療・訓練・集団活動を統合した療育を実施します。

原則として新入園児は、親子通園の形態とし、保護者が療育場面に参加し、療育の基本的な考え方、療育の技術及び児童の特徴を学ぶための支援を行います。継続児については、児童のみの単独通園や親子分離の形態も取り入れて、家庭や就学後等における療育効果が発揮されるよう支援を行います。

また、保護者教室や家族教室等により保護者支援を行うとともに、地域の幼稚園・保育所に通いながら通園を利用する並行通園児に対しては、関係する園と連携を図りながら支援を行います。

なお、今年度は5クラス設定する予定です。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 一人ひとりの障害特性を理解し、保護者と一緒に将来児童が生活をしていく上で必要な支援に視点をおいた総合的な療育サービスを展開します。

イ 保護者との面談の機会を増やすことで、安定した家庭生活が送れるための保護者支援を強化します。

ウ 要医療重症児に対し、主治医と連携した体制に基づき、それぞれの児童に適合した分離・単独のプログラムを実施します。

(3) 定員 40人

(4) 通園設定日数 212日

(5) 事業内容

ア 集団療育・個別療育

運動能力の向上、感覚・認知能力の向上、コミュニケーション能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、親子遊び、感覚遊び、音楽リズム、教材指導、製作活動等個々の児童の発達状況に合わせた集団及び個別でのプログラムを行います。

イ 生活支援

食事、排泄、着替えなど日常生活能力の向上や健康の増進を図るための支援を、家庭との連携により実施します。摂食機能に障害のある児童については、食事の場面等において必要な訓練等を行います。

ウ 治療・機能訓練

運動機能の向上及び二次障害の防止のため、発達段階に応じた個別評価・機能訓練を実施します。また、プール利用等遊びを取り入れた療育を実施します。

エ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、個別面談、保護者教室、家族教室等を通じて家庭生活と療育に一貫性をもたせ、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

オ 行事

誕生会、園外プログラム、おたのしみ会等の定例的な行事のほか、季節感のある行事を実施します。

3-2 横浜市西部地域療育センター知的障害児通園施設

(1) 運営方針

主に保土ヶ谷・旭・瀬谷区の就学前の知的障害児等を対象に、集団及び個別での療育を実施します。

原則として新入園児は、親子通園の形態とし、保護者が療育場面に参加し、療育の基本的な考え方、療育の技術及び児童の特徴を学ぶための支援を行います。継続児については、児童のみの単独通園や親子分離の形態も取り入れて、家庭や就学後等における療育効果が発揮されるよう支援を行います。

また、保護者教室や家族教室等により保護者支援を行うとともに、地域の幼稚園・保育所に通いながら通園を利用する並行通園児に対しては、関係する園と連携を図りながら支援を行います。

なお、今年度は12クラス設定する予定です。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 一人ひとりの障害特性を理解し、保護者と一緒に将来児童が生活していく上で必要な支援に視点をおいた総合的な療育サービスを展開します。

イ 保護者との面談の機会を増やすことで、安定した家庭生活が送れるための保護者支援を強化します。

(3) 定員 50人

(4) 通園設定日数 212日

(5) 事業内容

ア 集団療育・個別療育

コミュニケーション能力の向上、感覚・認知能力の向上、運動能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を目標に、親子遊び、ルール遊び、運動遊び、音楽リズム、プール遊び、教材指導、製作活動等集団の相互作用を活かしたプログラム及び個々の児童の発達状況に合わせた個別プログラムを行います。

イ 生活支援

食事、排泄、着替えなど日常生活能力の向上や健康の増進、地域社会での適応能力の向上を図るための支援を、家庭との連携により行います。

ウ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、個別面談、保護者教室、家族教室等を通じて家庭生活と療育に一貫性をもたせ、療育効果が家庭においても発揮されるよう支援を行います。

エ 行事

誕生会、園外プログラム、おたのしみ会等の定例的な行事のほか、季節感のある行事を実施します。

3-3 横浜市西部地域療育センター診療所

(1) 運営方針

主に保土ヶ谷・旭・瀬谷区の障害のある児童またはその疑いのある児童を対象に、医学的な診断・評価・各種検査・機能訓練を行うとともに、当センターの各部門が必要とする医療に関する専門機能を提供し、必要に応じ地域の医療機関との連携を図ります。また、学齢障害児に対する相談、専門医療、生活支援等に関するシステム整備を継続します。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 利用希望の増加に対して、適切に初診枠を設定するとともに、再診枠の確保、個別訓練の頻度保障に努めます。

イ 初期療育グループの運営形態の見直しを図り、継続療育への円滑な導入を目指し、療育ルートを再構築します。

(3) 事業内容

ア 診療（診療科目）

・精神科 ・神経科 ・小児科 ・リハビリテーション科 ・耳鼻咽喉科

イ 各種クリニック

利用児に対して補装具を提供するため、ブレースクリニック及びシーティングクリニックを開設し、処方等を行います。また、リハセンターの協力を得て、整形外科的検診を実施します。

摂食機能に障害のある児童の支援については、医師、看護師、理学療法士、栄養士等関係職種が連携して摂食クリニックを開設し、摂食・嚥下機能、食器操作等の評価を行い、訓練支援を実施します。

ウ 医学的検査

医師の処方に基づいて、脳波検査、脳波聴力検査を中心とした臨床検査を行います。

エ 機能訓練

理学療法、作業療法、言語療法、聴能訓練、心理指導を各専門職員により実施します。

オ 外来グループ

早期療育の一環として、低年齢児あるいは障害の診断が確定しない児童に対する評価・治療や地域の幼稚園・保育所に並行して通っている児童に対する支援を行います。

センターでの初診後、日が浅く、育児不安のある保護者への支援を、一部グループで実施します。

カ 保護者教室

外来利用児の保護者に対して、保護者支援の一環として医師その他専門職員による保護者教室を実施します。また、初診を申し込まれている方を含む、センターを利用する幼児、学齢児の保護者を対象とした療育講座について、幅広いテーマを設定して実施します。

3-4 横浜市西部地域療育センター障害児地域巡回事業

(1) 運営方針

区福祉保健センター、児童相談所、リハセンター等との連携を図りつつ、保土ヶ谷・旭・瀬谷区内における地域療育システムづくりを推進するため、関係機関・施設等が必要とする専門サービスを提供します。また、幼稚園・保育所訪問や療育セミナーの開催をとおして、関係機関への支援を行い、障害児の地域生活を支援する連携システムの強化を図ります。

今年度も、小学校における発達障害児等への対応を支援するために、学校訪問によるコンサルテーションや教職員を対象とした研修会を開催するなどの学校支援事業を、継続して実施します。

(2) 平成 23 年度における重点的な取組み

ア 相談部門機能を活用し、家庭の事情等により継続療育を利用することができない発達障害がある児童及びその児童が通う保育所等に対して、診療部門と連携した支援を試行します。

イ 学齢児新患の待機期間が長くなっているため、センター利用の申し込みがあった保護者に対し、電話相談や来所による相談について積極的に周知し、実施していくことで、受診前の保護者の不安の軽減に努めます。

(3) 事業内容

ア 療育相談

保土ヶ谷・旭・瀬谷区の福祉保健センターに医師等専門職員を派遣し、4 か月、1 歳 6 か月乳幼児健診と連携して、障害の早期発見のための療育相談を区福祉保健センターのスタッフと合同で、概ね各区月 1 回（半日）実施します。

イ 幼稚園・保育所、地域訓練会等への技術協力

障害児が在籍している幼稚園・保育所、地域訓練会等に専門職員を派遣して、相談に応じるとともに療育上の技術協力を行います。また、必要に応じて、センターの利用につなげるきめ細かい支援を行います。

ウ センター利用児等への支援

センター各部門と協力して、家庭やセンター利用児等が通う幼稚園・保育所及び学校等を訪問するなど、必要な支援を行います。

エ センター利用児の就園・就学後の支援

センター利用児が就園・就学後、効果的な療育が継続できるよう、家庭や幼稚園・保育所及び学校等を訪問し、必要な支援を行います。

オ 療育セミナー等

保土ヶ谷・旭・瀬谷区における幼稚園・保育所等の関係施設スタッフ等を対象に、障害に対する理解を深め、センターの円滑な利用を図り、障害児に対する医学・療育知識等を研修する機会の提供を目的として開催します。

また、各区福祉保健センター、幼稚園協会等のニーズに応じて、スタッフを派遣

します。

カ 学校支援事業

小学校の教職員を対象に、発達障害児等への対応について、センターの有する専門性を発揮し、学校訪問によるコンサルテーションや研修の実施を内容とする技術支援を行います。

具体的には、教室等の環境設定に関することや児童とのコミュニケーションに関する助言及び特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修等を行います。

また、昨年度からの教育関係機関の機構改革に対応し、各区児童指導協議会や方面別教育事務所との連携を推進します。

キ 地域ニーズへの対応

担当エリアが抱える地域特有のニーズを検証しながら、引き続き関係機関への支援や利用児の社会参加支援、保護者への支援等、重要課題に柔軟に対応するための取組みを実施します。

3-5 横浜市西部地域療育センター児童デイサービス事業所（ぴーす鶴ヶ峰） 新規

(1) 運営方針

主に保土ヶ谷・旭・瀬谷区の就学前の高機能発達障害児に対する週 1 回の集団療育、保護者に対する支援及び利用児が並行利用する幼稚園・保育所への技術支援等を実施します。

西部センター本体と一体的に運営を行うとともに、関係する他部署の職員との連携に努め、一人ひとりの児童が地域の中で自信をもって、安心して生活できることを目指します。

※今年度当初は 5 クラス 28 人の利用で開始する予定ですが、年度途中からの利用についても検討・調整します。

(2) 平成 23 年度における重点的な取組み

ア 高機能発達障害児に対する集団プログラムを心理職とともに考え、実施します。

イ 保護者が児童の障害特性を理解し安心して子育てができるように支援します。

ウ 幼稚園・保育所の併用児が多いことから、関係機関への連携を図ります。

(3) 定員（日々） 12 人（利用人数 48 人）

(4) 通園設定日数 158 日

(5) 事業内容

周囲に理解されにくい障害特性、認知特徴を客観的に捉え、障害特性からくる生活しづらい側面を分析し、必要な配慮を積極的に行いながら、児童たちが「できた」「楽しい」と思えるような集団活動を展開します。

ア 集団活動

自己肯定感、社会性の育成、認知能力の向上を目標に、製作活動、運動遊び、音楽リズム、ルール遊び、調理等集団の相互作用を活かした活動や興味に合わせた活動を行います。また、幼稚園・保育所などの大きな集団とは異なり、6 人という小集団の中で個々のニーズに合わせたきめ細かい療育を提供します。

イ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、保護者教室、クラス懇談などをおし、児童の特性を理解できるように支援します。また、同じような悩みや不安を抱いている保護者同士が気軽に話し合える環境を設定し、情報交換をしたり悩みを共有しながら、ゆつたりと子育てに向かえるように支援を行います。

ウ 関係機関技術援助

利用児にとって地域の母集団である幼稚園・保育所等と積極的に連携をとりながら、児童デイサービス事業の周知を図り、支援を実施します。

第3 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール運営事業

市内唯一の障害者のスポーツ・文化・レクリエーション振興の中核拠点施設として、地域や利用者の様々な状況に即した事業を行います。運営の基本理念を「リハビリテーションサービスの向上」、「豊かな人生への支援」、「共生社会実現への取り組み」と定め、リハビリテーション・スポーツを核とした各種プログラムの展開、横浜市や多様な地域資源（横浜市体育協会、各種競技団体、学校、福祉関係団体等）との連携に基づいた市域での事業を推進します。

安全・安心・快適な環境整備を常に心がけながら、利用者の意見も随時取り入れ、「アットホームで温かみのある」運営を行います。

1 施設運営事業

(1) 運営方針

障害者等のグループ（団体）または個人による自主的なスポーツ・文化・レクリエーション活動を支援するため、各種のスポーツ・文化施設の貸出を行います。

昨年度に引き続き、施設利用の開始から定着に至る過程で多くの配慮が必要となる高次脳機能障害等の対象者が、安心して利用できるような施設運営と障害についての知識の習熟に努めます。

広報については、現在発行している広報紙の紙面を見直し、親しまれる読み物になるよう改めるとともに、インターネット等を通して、ラポールの事業を積極的に紹介し、障害者の社会参加の促進を図ります。

(2) 平成23年度における重点的な取り組み

ア アットホームで温かみのある施設運営

利用者の声に常に耳を傾け、要望・苦情等に迅速に対応します。また、利用者への挨拶を徹底するとともに、接遇研修等を実施し、職員のさらなる資質向上に努めます。

また、昨年度から開始した季節プログラム（七夕、クリスマス、節分等）を継続して実施し、利用者に喜んでいただけるような運営を行います。

イ 地域支援事業の拡充

スポーツ事業・文化事業・聴覚障害者情報提供施設事業において、地域支援事業の拡充を進めます。

ウ サービス向上プログラムの継続実施

昨年度に試行的に実施した「日曜日の利用時間の試行的延長」（プールにおける17時～19時の団体利用）及び「ボウリング投げ放題キャンペーン」（月曜日～木曜日の18時～21時）について継続実施し、年間を通じたニーズの把握を行います。

エ 開館20周年記念事業の準備

平成24年に迎える開館20周年記念事業等の実施に向け、関係機関・団体と準備を進めます。

(3) 事業内容

ア 利用施設

- (ア) スポーツ施設として、大・小体育室（アリーナ）、プール、フィットネスルーム、グラウンド、ボウリングルームなど
- (イ) 文化施設として、ラポールシアター（ホール）、ラポールボックス（多目的室）、大・小会議室、和室、ラポール座（視聴覚室）など

イ 利用時間（個人）

	平日・土曜	日曜・祝日
利用時間	9:30～21:00	9:30～17:00
施設点検時間	12:00～13:00 17:00～18:00	12:00～13:00

※ ただし、プール、大体育室、フィットネスルームについては、利用時間中、すべての時間帯で利用ができます。

ウ 開館及び休館日

今年度の開館日数は 346 日で、休館日は毎月第 2 火曜日と年末年始 8 日間の計 20 日間です。

エ 障害者利用者数（見込）

年間延べ利用者数 425,000 人（うち、障害者・介護者 280,000 人）

オ 広報

- (ア) 案内パンフレットや広報紙の発行及びホームページの運営等を実施します。
- (イ) 視察や見学者への対応を実施します。

2 スポーツ振興事業

(1) 運営方針

初心者に重点を置く「スポーツ人口の拡大」、スポーツをとおした障害者の「自立支援」及びラポールで培ったノウハウの「地域還元」に基づくスポーツ環境の向上をコンセプトに事業を実施します。

(2) 平成 23 年度における重点的な取組み

ア 高次脳機能障害に対するサポート体制の強化

高次脳機能障害の対象者が安心してスポーツ・レクリエーションを楽しむ環境を提供するとともに、高次脳機能障害支援センターと連携したサポート体制を強化します。

イ 地域支援の充実に向けた取組み

新たな指定管理期間で、重点的な課題としている地域支援の充実に向けた取組みを進めます。具体的には、地域における自主自立的な活動基盤づくりの着手、実践的な人材育成、専門的な競技団体や大学等との組織連携の推進を図ります。

ウ 開港 150 周年記念事業後のフォローアップ

開港 150 周年記念事業で推進した事業の着実な定着を図るため、横浜ベイサイドマリーナ、関東車椅子バスケットボール連盟、神奈川県エアロビック連盟等へのフォローアップを行います。

エ 各障害者スポーツセンターとの交流事業

平成 22 年 9 月にラポールで開催した東日本障害者スポーツセンター協議会を契機とする、他都市の障害者スポーツセンター等との交流事業を展開します。

(3) 事業内容

ア スポーツ相談

新たにラポールを利用する人に対し、各種教室や施設の紹介等の相談を行います。また、必要に応じた主治医や担当セラピストへの照会等をとおして、利用者が適切なプログラムへ速やかに参加できるよう、スクリーニング機能等を果たします。

イ リハビリテーション・スポーツ

医学的リハビリテーションと社会リハビリテーションの中間に位置するリハビリテーション・スポーツをラポールにおけるスポーツ指導の中核と位置づけ、初心者、初級者へのスポーツ導入部の充実に図ります。また、高次脳機能障害、高機能自閉症、精神障害等の障害に対するプログラムを整備します。

リハセンターや横浜市脳血管医療センター等と連携しながら、体力診断を実施し、その成果を日常の指導場面に活かします。また、利用者の体力の維持・向上を目的として、過去に蓄積したデータを分析し、体力とラポールの利用状況についての関係を調査します。

日常的にスポーツ相談、健康相談、予約制の医事相談、個別指導を実施します。リハビリテーション・スポーツ教室として、成人片麻痺者、肢体不自由児、知的障

害児、高次脳機能障害の各クラスを開催します。

ウ スポーツ・レクリエーション

障害者にとって使いやすいスポーツ施設の運営を行います。また、身近な施設においてもスポーツ・レクリエーション活動ができるような環境づくりを推進します。

スポーツ教室では、リハビリテーション・スポーツとの連携のもと、生涯スポーツ活動の定着に向けた指導を行います。また、競技力向上を目的とした上級者向けのプログラムを実施します。

生涯スポーツ活動を今後開始するグループに対し、自立促進に向けた支援を行います。

エ スポーツ大会・交流イベント

障害者のスポーツの競技力向上を目的に「ハマピック」を行います。「ハマピック」の結果に基づいて全国障害者スポーツ大会への派遣選手を選考し、10月に山口県で行われる本大会へ選手を派遣します。なお、代表となった選手には、本大会までの間、強化練習を実施します。

知的障害児者のサッカーの普及を図るため、横浜F・マリノスや横浜市体育協会との協働事業としてサッカー教室を開催します。

交流が主たる目的のスポーツフェスタについては、「水泳」「ボッチャ」「ボウリング」をこれまで同様に開催するとともに、今年度は新たに「バスケットボール」「サッカー」を加えます。また、競技力の向上を目的に「オレンジリーグ（卓球）」「ボッチャリーグ」「フライングディスク記録会」を実施します。さらに「ラポールの祭典」「ラポール活動展」「障害者スポーツ体験」等の開催を通じて、市民が広く障害者のスポーツを理解できる機会の促進を図ります。

オ 地域支援

市内各区でグラウンドゴルフ、ボッチャやラポールが独自に開発したオリジナルスポーツ等の教室開催及び自主活動グループへの支援により、地域における障害者のスポーツ活動定着を図ります。

また、ニーズが増加している高次脳機能障害者向け教室や介護予防系教室については、見直しを行うとともに、リハセンターと協力しながら対応を進めます。

事業の実施にあたっては、地域における障害者の自主自立的なスポーツ活動を一層効果的に展開するため、区役所（区福祉保健センター）、横浜市体育協会、中途障害者地域活動センター等との積極的な連携を軸とした、支援の基盤づくりに着手します。

3 文化振興事業

(1) 運営方針

障害者の文化活動発表の場である「ラポール芸術市場」や、障害児のおもちゃ遊びを支援する「おもちゃ図書館」など、多様な文化的体験や能力開発ができる「観る・聴く・楽しむ」場を提供します。また、文化活動を支援するための人材の確保・育成をスポーツ事業課とともに行います。

(2) 平成 23 年度における重点的な取組み

ア リハビリテーション・カルチャー（リハカル）の推進

主に片麻痺の方を対象に、リハセンター専門職と連携し、生活自立に直結した内容の講座を実施します。「片手でできる料理教室」を中心的な事業として位置付け、新たな事業展開として進めます。

※リハビリテーション・カルチャー（リハカル）とは、QOL（生活の質）の向上を目的とした文化活動として、昨年度より用いているラポールによる造語です。

イ 匠の技を取り入れた新しい文化活動の創造

本人のレベルに応じた質の高い技能習得のため、匠の技を持つ横浜マイスター等から直接教わることができる教室を設けるとともに、連携して障害特性に応じた指導法を確立します。

ウ 地域支援事業

移動おもちゃ図書館をはじめ、料理教室や障害者スポーツ・文化活動展を、これまで開催したことがない区においても順次開催します。

(3) 事業内容

ア 文化振興

「ラポール芸術市場」など障害者の文化活動発表の場を提供するとともに、障害の有無に関わらず共に楽しむ場として演劇、字幕付き映画会、コンサート等を実施します。また、各種文化教室の開催に加え、絵画や陶芸を始めとした日常的な創作の場の提供や、グループ活動等への支援を行います。さらに、障害者の文化活動を振興するため、人材育成研修会を関連団体との連携により開催します。

イ おもちゃ図書館

幼児を主な対象に、おもちゃ遊びの場を提供します。また、リハセンター等と連携し、心身の発達に適したおもちゃを選定し、個人や団体へ貸出を行います。

あわせて障害児向けのおもちゃの紹介等を行う、バリアフリーおもちゃ展・研修会・遊びの行事等を開催することで、おもちゃをとおした地域での子育て活動を支援するとともに、人材の育成や関係団体とのネットワークづくりを進めます。

ウ 情報ネットワーク

ホームページの運営を通して、情報の提供を行い、障害者の社会参加の促進を図ります。また、地域のボランティアの協力を得て、パソコン相談会やパソコンボランティア研修会を実施します。

4 聴覚障害者情報提供事業

(1) 運営方針

聴覚障害者の地域生活を支援するため、手話・筆記通訳者の派遣、生活相談、社会参加情報の提供を行います。

また、聴覚障害者団体等の活動を支援するため視聴覚機器の貸出等を行います。

(2) 平成 23 年度における重点的な取り組み

ア 横浜市救急手話通訳者派遣事業の改善提案

横浜市に対して、派遣にかかるシステムのよりよい運用方法の提案を行うとともに、横浜市及び関係団体等と協力して聴覚障害者へのPRに努めます。

イ 筆記通訳者制度整備への提案

国の要約筆記奉仕員から要約筆記者への制度移行と連動した本市の通訳者制度の見直し提案を行うとともに、横浜市及び関係団体と協力して制度整備に努めます。

ウ 高齢ろう者（独居・夫婦世帯）への支援

高齢ろう者（独居・夫婦世帯）への計画的な出張相談について、引き続き拡充を図ります。

(3) 事業内容

ア 手話・筆記通訳者派遣

聴覚障害者等が社会生活をおくる上で意思疎通の支援が必要な場合に、手話または筆記通訳者を派遣します。また、通訳者の資質向上のための研修も行います。

イ 聴覚障害者相談

聴覚障害者等の地域における生活向上を図るため、各種の相談に応じます。

ウ 映像・字幕等の制作及び貸出

聴覚障害者用に字幕・手話を挿入したビデオを制作するとともに、通訳者用の教材ビデオ等の自主制作も行います。また、これらの貸出も行います。

エ 視聴覚機器の貸出

聴覚障害者団体等の活動を支援するために、視聴覚機器の貸出を行います。

第4 法人部門

(1) 運営方針

事業団の経営理念、経営方針を受けて、事業団職員一人ひとりが最大限のパフォーマンスを発揮することにより組織の活性化を図り、自立的な法人運営の実現に向け、組織経営の強化と利用者本位の事業団を目指します。

今年度は、昨年度実施した職員の業績や能力等を適正に評価するための人事考課制度をもとに、努力成果を処遇に反映する事業団独自の人事給与制度を本格的に実施することや、南西部方面地域療育センター（仮称）の設置・運営法人に選定されたことを受け、平成25年度開所に向けて開設準備を進めます。

また、職員の人材育成と組織の活性化をめざし、役割ごとに応じた「階層別研修」を実施し、より効果的な職員育成体系を整備します。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 事業団独自の人事給与制度を本格的に実施し、職員の努力成果を適正に処遇に反映することにより、人材育成と組織の活性化を図ります。

イ 南西部方面地域療育センター（仮称）の設置・運営法人として選定されたことを受けて、平成25年度開所に向けて準備を進めます。

ウ 利用者サービスの向上に活かす広報活動を展開し、職員の意識改革を行いながら、専門性を備えた「親しみやすい事業団」をアピールします。

(3) 事業内容

ア 新たな人事給与制度の本格的実施

昨年度導入している人事考課制度に基づき、人事給与制度を本格的に実施します。職員の業績や能力等を適正に評価し、努力成果を適正に処遇に反映させ、人材育成と組織の活性化を目指します。

イ 研修計画

管理職を対象に、人事考課制度の目的と仕組みの理解及び客観的かつ適正な考課方法の取得を目的とした人事考課者研修を実施します。また、「階層別研修」を実施し、より効果的な職員育成体系を整備します。

(ア) 階層別研修

研修名	対象者	目的・内容
新採用職員研修	平成23年4月採用職員	業務知識の習得と基本的なビジネススキルの習得
フォロー研修	平成23年4月採用職員	ビジネススキルの強化と業務の振返り
階層別職員研修	各階層（1級から6級）の職員	各階層において必要となる役割及びスキルの習得

新任管理職研修	新たに管理職となった職員	管理職としての役割及び必要となるスキルの習得
労務管理研修	入職10年以上のベテラン職員及び課長職	労務管理の基礎知識とマネジメントの習得 管理職としてのメンタルヘルス・ハラスメントの知識習得
内定者研修	次年度採用予定者	現場実習

(イ) 全体研修

研修名	対象者	目的・内容
人権研修	全職員	全職員に共通して必要な知識等の習得 (必須)
個人情報保護研修		
救急救命研修	全職員	必要に応じて実施
顧客満足度向上・クレーム対応研修		
メンタルヘルス研修		
ハラスメント研修	管理職を除く 全職員	

(ウ) 人事考課者研修

研修名	対象者	目的
人事考課者研修	管理職	人事考課制度の理解と考課スキルの習得

ウ 南西部方面地域療育センター（仮称）の開設準備

横浜市の整備計画に基づく南西部方面地域療育センター（仮称）の設置・運営法人として選定されたことを受けて、平成25年度開所に向けて準備を進めます。

これは、民設民営方式による設置・運営となり、今年度は実施設計及び建築着工を目指します。

エ 効率的な事業団経営

厳しい財政状況を踏まえ、職員一人ひとりに費用対効果やコスト削減の意識を浸透させ、より効率的な経営を推進します。また、引き続き超過勤務の削減、契約事務の見直し等による経費支出の削減や、事業収入や資産運用収入による財務状況の改善を図ります。

オ ワークライフバランスの検討・試行

職員が仕事と家庭等を両立し、豊かな社会生活をおくることより、個々の能力開発や利用者サービス向上の活力に繋がるよう、継続して働きやすい職場環境の構築を目指して、引き続きワークライフバランスの検討・試行を行います。

カ 広報活動の活性化

事業団・各センターの利用案内や事業の内容について継続的にPRし、ホームページのリニューアル等を検討するなど、利用者サービスの向上に活かす広報活動を拡充します。引き続き、広報委員会の活動をより活性化させ、職員の意識改革を行いながら、専門性を備えた「親しみやすい事業団」をアピールします。

キ 「ヨコハマ・ヒューマン&テクノランド2011」実施事業

今年度で10回目となる参加体験型のイベント「ヨッテク」を実施します。

最新の各種福祉機器の体験やアトラクションをとおして、高齢者・障害者だけでなく、多くの市民にわかりやすく情報を発信し、本事業団の役割と活動内容を広く市民に紹介します。

今年度は、関係機関との協働をより一層意識して取り組み、平成24年度には総合福祉イベントへの変換を図ります。

○実施期間：平成23年7月22日（金）～23日（土）の2日間

○実施場所：パシフィコ横浜（みなとみらい地区）展示ホールD

ク 社会貢献活動（CSR）の実施

新たな法人経営の視点として、地域社会における一団体として社会的責任を果たすことが市民に問われる時代であることをふまえ、ペットボトルキャップの回収による小児用ワクチン代の寄付や大規模災害等の被災地への募金活動、地元食材の活用による地産地消の取組み等、本事業団が横浜市から委託された事業以外に、社会の構成員として自主的に社会貢献活動に取り組みます。